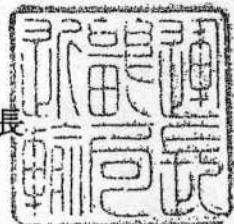


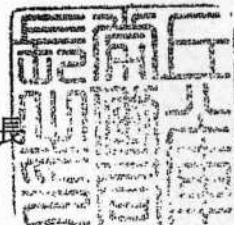
近運自監第496号
兵労発基第1121号
平成24年9月20日

荷主関係団体 代表者 殿

近畿運輸局長



兵庫労働局長



貨物自動車運送事業における過労運転防止及び荷役作業
による労働災害防止について（協力要請）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、運輸行政及び労働行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業（トラック運送事業）につきましては、国民生活や国内の産業を支える基幹的な事業の一つとなっております。

その反面、一部のトラック運転者には、長時間労働の実態が認められます。長時間労働による過労運転は交通事故の原因にもなることから、社会的にその改善が求められているところであります、その背景の一つとして集荷・配達時間等の厳しい発注条件があることが指摘されています。

また、近畿のトラック運送事業における労働災害のうち、約9割が荷の積卸し（荷役作業）中に発生しております、その対策が求められています。（資料1参照）

安全運行を阻害するトラック運転者の過労運転の防止及び荷役作業による労働災害の防止を図るために、トラック運送事業者の改善取組に加え、発注条件等の面での十分な配慮について、荷主の皆様のご理解、ご協力が不可欠と考えており、要請させていただく次第です。

今般の要請趣旨につきまして、ご理解と格別のご配慮をいただき、貴団体傘下の会員各社に対しまして下記の事項につき、周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1 トラック運転者の過労運転防止のために

運送の発注にあたっては、安全で適切な運行計画を立てることができるように発注条件をあらかじめ明確にしたものとともに、次の事項を配慮したものとしていただくこと。

(1) 発注条件の明示

急な発注条件の変更がないようにしていただくこと。

(2) 無理のない到着時間の設定

- ① 安全な運行を確保するためにトラック運転者の休憩時間、運行経路の渋滞等を考慮した到着時間を設定していただくこと。
- ② 到着時間の遅延が見込まれる場合、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」といいます（資料2参照）。）等を遵守した安全運行が確保されるよう到着時間の再設定、ルート変更を行うなど柔軟に対応していただくこと。

(3) 荷受け、積卸し時間の設定

- ① 荷待ち時間及び積卸し時間等の手待ち時間を少なくすることができるよう、荷受け、積卸しの時間帯を設定していただくこと。
- ② 積込み・積卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定等を行うとともに、トラック車両を荷主の敷地内で待機できるようにしていただくこと。

(4) トラック運送事業者の選定

トラック事業者の選定にあたっては、「改善基準告示」等の遵守、「社会保険」や「労働保険」に加入していることなど、法令を遵守している事業者であることを前提に選定していただくこと。

なお、トラック運送事業には「安全性優良事業所の認定（Gマーク）制度」がありますので、選考の参考の一つにしてください。

(5) 適切な運賃等の収受（燃料サーチャージ制の導入等）

運送契約においては、安全で安定した輸送を確保するため、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」及び「トラック運送事業における燃料サーチャージ制緊急ガイドライン」の趣旨を踏まえ、輸送原価が反映された運賃額並びに燃料上昇分を転嫁するための燃料サーチャージ制の導入を促進していくべき、また、契約条件等について書面化する等、より良い信頼関係の中で、運送契約を締結していただくこと。

2 労働災害の防止のために

(1) 荷役作業の有無、内容、役割分担をトラック運送事業者へ通知

トラック運転者による荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業の内容、役割分担について「安全作業連絡書」（資料3参照）を活用するなどにより、事前にトラック運送事業者に通知していただくこと。

(2) 墜落防止対策

- ① トラックの荷台上で荷役作業を行わせる場合には、荷台の周囲に墜落防止柵、作業床を設ける等により墜落・転落防止措置を講じていただくこと（資料1参照）。
- ② 荷役作業において墜落時保護用のヘルメットの着用を指導していただくこと。

(3) 自社以外の者にフォークリフトを使用させる場合の資格の確認

フォークリフトを使用する者が有資格者等であることを確認していただくこと。

フォークリフトの性能	必要な資格等
最大荷重1トン以上	フォークリフト運転技能講習修了証
最大荷重1トン未満	フォークリフト特別教育を受けていること

参考資料

1. 安全性優良事業所の認定（Gマーク）について
(<http://www.mlit.go.jp/common/000115975.pdf>)
2. 「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」
(<http://www.mlit.go.jp/common/000017296.pdf>)
3. 「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」
(http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/09/090314_2.html)
4. 「安全運行パートナーシップ・ガイドライン」
(<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/09/090528/03.pdf>)
5. 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」
(http://www.mhlw.go.jp/new_info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040330-10.pdf)
6. 「交通労働災害防止のためのガイドライン」
(<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-49/hor1-49-41-1-4.html>)

【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車監査指導部

電話番号 06-6949-6449

[担当：米田、吉本]

兵庫労働局労働基準部監督課

電話番号 078-367-9151

[担当：菅（すが）]

兵庫労働局労働基準部安全課

電話番号 078-367-9152

[担当：平野]